

# 新宿区放課後子どもひろば安全管理の手引

平成 23 年 9 月 6 日付 23 新子総児第 813 号課長決定

平成 24 年 2 月 21 日付 23 新子総児第 1589 号課長決定

本手引きは「放課後子どもひろば」（以下ひろば）の的確な安全管理のための具体的な行動指針であり、受託事業者はこれに基づき独自のマニュアルを定め、全職員に配布し日頃から安全管理について十分に打ち合わせをするものとする。

## I 日常の安全管理

### 1. 安全管理体制の整備

#### (1) 活動開始前の準備

- ・管理責任者は、開始前に学校の担当者と活動場所等の確認をする。
- ・ひろばの入口、受付を明示する。
- ・活動場所（活動室、校庭、体育館、トイレ等）の準備をし、危険箇所がないか確認する。異常が確認された場合にはただちに学校に報告する。
- ・管理責任者、支援者、ボランティア等スタッフ全員で打ち合わせを行い、当日の活動、配置等を確認する。
- ・遊具（一輪車・竹馬・固定遊具等）の点検をする。

#### (2) 学校・保護者との連携

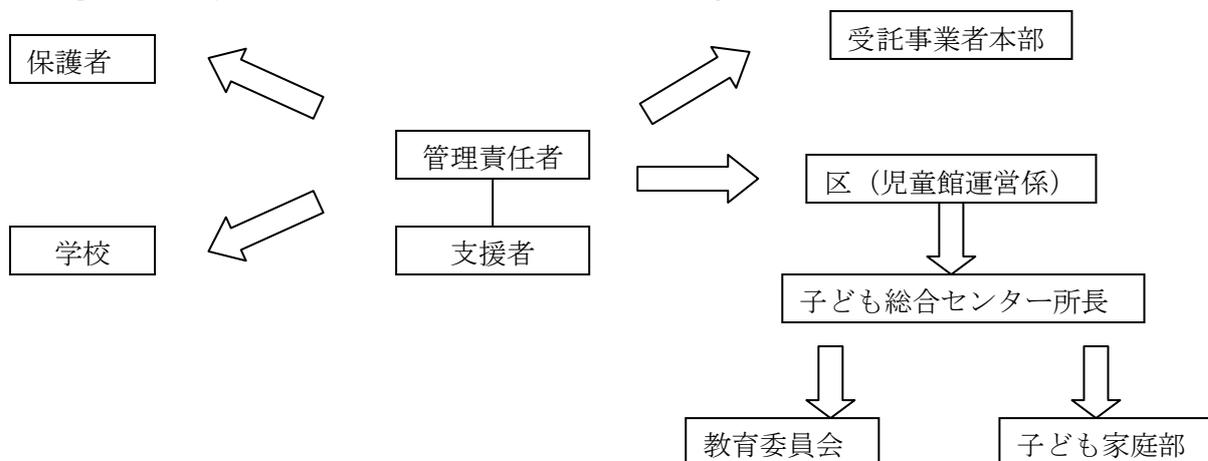
- ・各ひろばの実施状況について、しおり、毎月のお知らせ等で周知しておく。
- ・地域の危険箇所や不審者について、関係機関からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて学校・各家庭への情報提供を行う。
- ・ひろばまでの行き帰りについては必ず親子で約束した時間、通学経路を守るように日常より働きかける。
- ・児童の下校時間、学校行事等を常に把握できるよう学校と連携を取る。

#### (3) 個人情報の保護

- ・参加申込書の原本は受託事業者本部で保管し、写しは各ひろばで厳重に管理する。
- ・各ひろばで参加申込書等の個人情報に接することができる者は管理責任者と管理責任者に準ずる者に限る。
- ・ひろばで使用するパソコンは使用后必ずキャビネットに収納し、施錠する。
- ・パソコンで管理しているデータの持ち出しは禁止とする。

#### (4) 連絡体制

①事件・事故発生時は下記の通り連絡体制を定める。



②各ひろばにおける下記の所轄関係機関を確認し、リストを作成する。

- ・警察署
- ・消防署
- ・医療機関（救急病院・整形外科・歯科・眼科）

### 2. 児童の健康管理

#### (1) 環境・救急用品の整備

- ・活動場所の空調管理（夏場28℃、冬場20℃）にも配慮し、夏場の屋外での活動は一定時間に休憩を入れ、熱中症や脱水症状にも注意する。
- ・救急セットを常備し、不足品がないか常時確認する。
- ・冷蔵庫に保冷剤等を常備する。熱中症対策のため、夏場は特に多めに準備する。

#### (2) 特別に配慮が必要な児童への対応

- ・障害児等配慮が必要な児童が参加する場合には、事前に配慮すべき点等を保護者に確認する。当日の体調の変化にも注意する。

## II 事件・事故発生時

### 1. 急病・けが

- ・児童が発熱、不調を訴えた場合は保護者に連絡し、お迎えを要請する。保護者が到着するまでの間は他児と出来る限り離れた場所で安静にさせる。
- ・けがの場合は応急手当を実施すると共に、他の職員に連絡する。
- ・骨折が疑われる場合、頭部、眼の周りの打撲、出血が多い時等は保護者へ連絡し、医療機関受診の判断を仰ぐ。必要な場合は救急車を要請する。搬送に保護者が間に合わない場合は支援者が付き添い、管理責任者はひろばに残り、保護者、受託事業者本部、区、

学校との連絡に努める。「放課後子どもひろばでの事故の報告について」の文書を参照し、できる限り早い段階で区の担当（児童館運営係）に第一報を入れる。

- ・付き添った支援者は、保護者へ事故発生時の状況、受診時の状況、今後の受診の必要性等医療機関からの連絡を確実に報告する。
- ・通院を伴う事故の場合、そのけがの治療が終了した時点で管理責任者は事故報告書（様式1）を区にすみやかに提出する。保護者へはひろばで登録している傷害保険の説明を行う。

## 2. 不審者等犯罪対策

- ・不審な人物がいた場合には、「お迎えですか？」等の声をかけ、関係者以外の立ち入りを予防する。
- ・近隣の不審者情報が入った場合、区と連絡を取り、指示を仰ぐ。
- ・不審者の侵入に気付いた者は管理責任者を始め職員に直ちに情報を伝達する。
- ・不審者の侵入があった場合、児童の安全を最優先し、児童から隔離出来る場所に誘導する。
- ・速やかに児童への注意喚起、避難誘導を行う。
- ・学校110番や退避出来る場所を普段から確認しておき、活用する。警察に通報し、区に報告する。
- ・不審者が危害を加える場合には大声で助けを求めるとともに、椅子、掃除用具等で防御する。

## Ⅲ 災害等対策

### 1. 注意報・警報発令時

#### (1) 光化学スモッグ

学校情報が発令された時点で屋外での活動をさしひかえる。

#### (2) 大雨、暴風雨、大雨洪水等の注意報・警報発令時

##### ① 注意報発令時

天候の変化に留意し、区からの指示により対応する。

##### ② 警報時

###### a) ひろば開始前に発令された場合

区からの判断を待ち、中止の場合、管理責任者は電話対応、用具等の危険回避に努める。

###### b) ひろば開始後に発令された場合

区からの判断を待ち、中止の場合は保護者に連絡を取り、お迎えを要請する等安全に児童を帰宅させる。

## 2. 地震の場合

- ・東海地震警戒宣言が出された際は保護者へ連絡し、お迎えを要請する。
- ・震度 5 弱以上の地震が発生した場合は活動を中止し、あらかじめ定められた安全な場所に児童を誘導するとともに人数を確認し、受託事業者本部、区に、参加人数、職員数、被害状況等を報告する。
- ・参加児の保護者等に連絡を取り、引き取りを要請する。
- ・児童は保護者に引き渡すまで安全な場所で保護する。
- ・子どもの安否確認や保護者への連絡等は学校と協力して行う。
- ・避難のため学校を離れる場合には、避難場所及び避難経路を示した標識を保護者の目につきやすい場所に掲示する。
- ・火災発生時は児童を避難させ、直ちに 119 番通報し、初期消火に努める。

## 3. 避難訓練

- ・活動室最寄りの消火器の位置を確認しておく。
- ・非常持ち出し品は定期的に点検し、いつでも持ち出せるようにしておく。
- ・一時集合場所、広域避難場所を周知しておく。
- ・学校と、ひろば活動室、体育館等からの避難経路を確認しておく。
- ・定期的に避難訓練、安全指導を実施する。

# IV その他非常事態発生時

## 1. 伝染病等による学校閉鎖

区に報告の上、ひろばは中止とする。

## 2. 近隣での犯罪等、非常事態発生により学校が集団下校させる場合

区に報告の上ひろばは中止とするが、直接参加予定の児童に関しては学校と協議の上保護者と連絡を取りお迎えを要請する。

## 3. ひろば開始後に非常事態が発生した場合

区・学校・受託事業者で協議し、中止を決定した場合には保護者と連絡を取りお迎えを要請する。

## 4. 長期休業中、学校振替休業日等に非常事態が発生した場合

区・受託事業者で協議し、中止の決定が前日以前に行われた場合は中止のおしらせ配布、掲示等で可能な限り周知する。中止の決定が当日の場合は保護者と連絡を取りお迎えを要請する。

※非常時にひろばの時間変更、中止等の対応をする場合でも管理責任者は学校で待機する。